



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
7月29日(金)  
第324号

## 目次

### 告示

○予定保安林	867
○生活保護法による指定医療機関の指定	867
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	868
○救急医療機関の指定	868

### 公告

○土地区画整理事業の換地処分の届出	869
○開発行為の工事完了	869

### 選挙管理委員会

○栃木県選挙等執行規程の一部改正	870
------------------	-----

### 調達等公告

○入札公告	870
-------	-----

## 告示

### 栃木県告示第386号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4(2022)年7月29日

栃木県知事 福田 富一

- 保安林予定森林の所在場所  
足利市田島町字小松沢2298-1、2299-1（次の図に示す部分に限る。）
  - 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 次の森林については、主伐は、択抜による。  
字小松沢2298-1・2299-1（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
      - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び足利市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

### 栃木県告示第387号

生活保護法（昭和25年法律第144号）。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4(2022)年7月29日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和4(2022)年5月1日	おもちゃのまち内科クリニック	壬生町幸町2-11-2
令和4(2022)年5月1日	カネダデンタル	栃木市城内町2-27-15
令和4(2022)年5月1日	よしデンタルクリニック	真岡市熊倉町4842-1
令和4(2022)年6月13日	あおば歯科クリニック	栃木市片柳町2-47-1
令和4(2022)年7月1日	みんなの薬局	足利市借宿町1-21-13
令和4(2022)年7月1日	クスリのアオキ下武子薬局	鹿沼市下武子町54-1

#### 栃木県告示第388号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4(2022)年7月29日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令和4(2022)年4月30日	おもちゃのまち内科クリニック	壬生町幸町2-11-2
令和4(2022)年6月12日	あおば歯科クリニック	栃木市菌部町2-18-5
令和4(2022)年4月30日	よしデンタルクリニック	真岡市熊倉町4842-1
令和3(2021)年5月31日	白井薬局	那須塩原市大原間394-1
令和4(2022)年3月31日	フォーチュン・サークル訪問看護リハビリステーション栃木	栃木市境町30-33

(保健福祉課)

#### 栃木県告示第389号

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関を次のとおり定めたので、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示する。

令和4(2022)年7月29日

栃木県知事 福田 富一

名 称	所 在 地	有 効 期 限
医療法人慶晴会 宇都宮南病院	宇都宮市八千代1-2-11	令和4(2022)年8月1日から 令和7(2025)年7月31日まで
医療法人康積会 柴病院	宇都宮市竹林町504番	令和4(2022)年8月1日から 令和7(2025)年7月31日まで
医療法人卓和会 藤井脳神経外科病院	宇都宮市中岡本町461-1	令和4(2022)年8月1日から 令和7(2025)年7月31日まで
医療法人社団脳神経脊椎外科サービス 宇都宮脳脊髄センター・シンフォニー病院	宇都宮市宮みらい1-35	令和4(2022)年8月1日から 令和7(2025)年7月31日まで
医療法人小金井中央病院 小金井中央病院	下野市小金井2-4-3	令和4(2022)年8月1日から 令和7(2025)年7月31日まで
一般社団法人巨樹の会 新上三川病院	河内郡上三川町上三川2360	令和4(2022)年8月1日から 令和7(2025)年7月31日まで
医療法人社団友志会 野木病院	下都賀郡野木町友沼5320-2	令和4(2022)年8月1日から 令和7(2025)年7月31日まで
一般社団法人 栃木県医師会塩原温泉病院	那須塩原市塩原1333	令和4(2022)年8月1日から 令和7(2025)年7月31日まで
医療法人社団隆成会 皆川病院	足利市多田木町1168-1	令和4(2022)年8月1日から 令和7(2025)年7月31日まで
医療法人松青会 細川内科・外科・眼科	鹿沼市茂呂2266番地3	令和4(2022)年8月1日から 令和7(2025)年7月31日まで

(医療政策課)

## 公 告

### ○土地区画整理事業の換地処分の届出

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、宇都宮都市計画事業高根沢町宝積寺駅西第一土地区画整理事業の地区内の土地について次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

令和4(2022)年7月29日

栃木県知事 福田 富一

換地処分の年月日

令和4(2022)年7月6日

換地処分の内容

令和4(2022)年3月16日付け栃木県指令都計第356号で認可した換地計画のとおり。

### ○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4(2022)年7月29日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名

河内郡上三川町大字上蒲生字隅ノ内857番3	河内郡上三川町しらさぎ三丁目45番地4 グレースコートB105	田崎佳祐 田崎楓
河内郡上三川町大字上蒲生字八丁457番2、457番4	河内郡上三川町大字上蒲生457番地2	海老原進
下都賀郡壬生町大字安塚字南原1175番1	下都賀郡壬生町至宝二丁目2番22号 アンジュールB202	堀田かおり 堀田友也
下都賀郡野木町大字南赤塚字砂底373番1 (開発行為に関する工事) 下都賀郡野木町大字南赤塚字砂底348番3の一部、373番2の一部	宇都宮市大通り4丁目3番18号	グランディハウス株式会社
下都賀郡野木町大字野渡字帯屋塚377番3	下都賀郡野木町大字潤島66番地6 グレシアコートC-201号	石塚雄貴

(都市計画課)

## 選挙管理委員会

### 栃木県選挙管理委員会告示第42号

栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年7月29日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

#### 栃木県選挙等執行規程の一部を改正する告示

栃木県選挙等執行規程（昭和25年栃木県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

別記第15号様式の6（その1）備考第4項中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第15号様式の7備考第4項中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改める。

別記第15号様式の8備考第4項中「310,500円」を「316,250円」に、「525円6銭」を「541円31銭」に、「573,030円」を「586,905円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

別記第15号様式の9（その1）（別紙）その2中「15,800円」を「16,100円」に改め、同様式（その2）（別紙）中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円」を「386,500円」に、「5円2銭」を「5円18銭」に改め、同様式（その3）（別紙）中「310,500円」を「316,250円」に、「525円6銭」を「541円31銭」に、「573,030円」を「586,905円」に、「27円50銭」を「28円35銭」に改める。

#### 附 則

この規程は、告示の日から施行する。

## 調達等公告

### ○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4(2022)年7月29日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 入札に付する事項

- 委託業務件名 栃木県庁那須庁舎物品等移転業務
- 委託業務内容 詳細は入札説明書による。
- 履行期間 令和4(2022)年8月31日(水)から令和5(2023)年3月28日(火)まで
- 履行場所 仕様書のとおり

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないものであること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、以下の入札参加資格を有する者と決定されたものであること。

大分類「P その他のサービス」、小分類「3 運送」

- (3) 令和4(2022)年8月26日(金)から同月29日(月)において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 栃木県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。

## 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号

栃木県経営管理部管財課 管理担当 電話 028-623-2075 FAX 028-623-2088

- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和4(2022)年7月29日(金)から同年8月5日(金)まで入札情報システム上で公開する。なお、来庁による交付の場合は、同期間(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで、(1)の場所において交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和4(2022)年8月26日(金)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)により提出すること。郵送が困難な場合は持参も可とする。

イ 開札の日時及び場所

令和4(2022)年8月29日(月)午前10時

栃木県経営管理部管財課(栃木県庁本館3階)

- (4) 入札の方法

1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

- (5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 その他

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年4月1日施行)第19条第1項から第4項までに掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

- (3) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ その他 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施

要領及び栃木県物品等電子調達運用基準（令和3（2021）年4月1日施行）の定めるところによる。  
(管財課)

---